

蕨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

蕨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成
26年蕨市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削る。

第23条中「その他」を「その他の」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第30条第4項中「市から」を「市からの」に改める。

第34条の見出し及び同条第2項各号列記以外の部分中「記録」を「記録等」に改める。

第35条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第49条の見出し及び同条第2項各号列記以外の部分中「記録」を「記録等」に改める。

第53条第2項及び第6項中「交付又は提出した」を「交付し、又は提出した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄